

令和8年3月31日（火）
鳥取県東伯郡琴浦町

職員の懲戒処分について

本日、3月31日（火）付で、本町職員を懲戒処分いたしました。

1. 被処分者 町立こども園 園長 年齢 50代

2. 処分日 令和8年3月31日（火）

3. 処分内容 減給10分の1 1か月

4. 事案の概要

令和2年度から令和5年度の間、

○職員への執拗な叱責

○全職員の面前で行う必要性のない追及の日常化

○適切な指導レベルを超えた文書の修正要求

といった不適切な様態での、パワー・ハラスメントに該当する指導を行った。

5. 処分の理由

上記の行為は、琴浦町職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱第5条第1項に違反し、第4条第1項の所属長の責務を怠っていたものであり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号に該当するものであるため、懲戒処分を行った。

6. 今後の対応

○被処分者にハラスメント防止に関する研修を受講させるとともに、管理監督者を対象としたハラスメント防止研修を実施する。

○ハラスメント苦情処理相談窓口の周知徹底と体制強化を図る。

【本件についてのお問い合わせ】

琴浦町役場総務課 担当 山田

電話 0858-52-2111

ファクシミリ 0858-49-0000